

### 『マンションの管理費などの滞納』

最近の経済や社会情勢を反映してか、分譲マンションの管理組合から、「入居者(購入者)が管理組合に対し、月々支払うべき組合費や修繕積立金などの管理費を滞納しています。どのように対処したら良いか。」といった相談を耳にします。



司法書士  
岡田 茂

滞納を始めて数年内に専門家へ相談に来られますが、悪質な例でしたらそれ以上の期間、滞納を放置というケースもあるようです。

管理組合も、滞納者が同じマンションの入居者であるため、比較的早い段階から書面や口頭で督促しているようですが、同じマンションの入居者であるが故に、ついうやむやの内に数年が経過してしまい、滞納額も積み重なるといった具合です。

マンションの管理費を滞納している入居者から、「事情により管理費を滞納しています。どうしたら良いのでしょうか。」といった相談はそう多くありません。

入居者が管理費を滞納する理由もそれぞれあるのですが、やはり経済的な理由が多いのではないのでしょうか。

マンションの管理費などの問題でお悩みの際は、一度、司法書士会が行う常設の無料相談会をご利用下さい。